

# マイナポータルを使った子育てワンストップサービスとお知らせサービスの円滑な運用

## Use of Mynaportal for Smooth Operation of Childcare One-Stop Service and Notification Service

- 中村信介
- 太田勝久
- 杉江嘉昭
- 鈴木健介
- 加治直人
- 宮本真生

### あらまし

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)において、2017年秋からの本格的な情報連携開始に合わせて、情報提供等記録開示システム(マイナポータル)の本格運用も開始される。マイナポータルは、住民などの利用者が国や地方公共団体などの行政機関で、自身の情報やその情報に対する利用状況、行政からのお知らせを確認できる。そのほか、民間事業者による各種書類やアンケートなどの送達サービス、社会保険料や税金などの公金決済サービス、子育てに関するサービスの検索やオンライン申請も実現される予定であり、官民のオンラインサービスをシームレスに結ぶWebサービスである。

本稿では、マイナポータルで実現されるサービスのうち、「子育てワンストップサービス」と住民向けの「お知らせサービス」に絞り、マイナポータルで実現されるサービスの活用拡大に向けた今後の展開と、サービスを実現する技術について解説する。

### Abstract

As full-scale information sharing in the Social Security and Tax Number System (My Number System) is scheduled to start in autumn 2017, comprehensive operation of the Disclosure System of Personal Information Cooperation Record (Mynaportal) will start as well. Mynaportal will allow residents and other users to view their own information and the status of utilization of that information by administrative agencies such as the national government and local public entities as well as notifications from the administration. Mynaportal, which is also expected to enable delivery services by private businesses, public money settlement services for social insurance premiums and taxes, and search of and online application for childcare-related services, provides a web interface that seamlessly connects between public and private online services. Of the services to be realized by Mynaportal, this paper focuses on the childcare one-stop service and notification service that is intended for residents, and describes future developments toward expansion of utilization of services realized by Mynaportal and the technologies to achieve them.

## まえがき

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、複数の機関に存在する個人情報同一人物のものであることを確認できるようになるだけでなく、社会保障制度・税制度の効率性・透明性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤インフラである<sup>(1)</sup>。今後、行政機関の間での情報連携開始に合わせて、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）も2017年秋に本格稼働予定である。

その一環として、「子育てワンストップサービス（以下、子育てOSS）」を利用した子育て行政サービスの変革が検討されている。富士通は、子育てOSSの円滑な運用に貢献するため、電子申請システム、子育て業務システム、およびお知らせ機能への対応を行っている。

本稿では、子育てOSSの概要とその運用に向けた富士通の対応について紹介する。

## マイナポータルとその背景

マイナポータルは、マイナンバーカードを保有する国民・外国人住民向けの行政サービスとして位置付けられている。運用当初は、パソコンからの利用に限定されるが、今後スマートフォンやタブレットなどでも全ての機能が利用可能となるよう、順次検討・整備が進められる予定となっている（図-1）<sup>(2)</sup>。

マイナポータルでは、本人の情報確認や利用確認を可能とし、悪用されるのではないかとという国民の危機意識を軽減する機能（図-1の①，②）、各種サービスからのお知らせ情報を確認する機

能（図-1の③）、各種サービス検索、連携する機能（図-1の④～⑦）が提供される。

政府は、マイナポータルによってマイナンバーカードの利便性を住民に実感してもらうことも目標としている。その実現に向け、まずは子育て関連の申請手続による住民や行政機関の負荷軽減を図るため、マイナンバーカードを用いたオンライン一括申請が可能な子育てOSS（図-1の④）を、2017年秋から本格的に提供する予定である。

## 子育て業務に関する課題

子育て業務とは、住民と行政機関の間でやり取りする子育てに関する各種手続きのことである。具体的には児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援（保育）などである。本章では、業務のやり取りの際に生じる住民側、行政機関側の双方の立場から見た課題について述べる。

### (1) 住民側から見た課題

役所に出向かなければ、自身が受けられるサービス内容や提出すべき書類が分かりにくいといったことが挙げられる。例えば、児童手当を受給する場合には、所得証明書などの添付書類が必要であり、役所内のほかの窓口や関係機関に出向いて手続きを行う必要がある。また、サービスを楽しむにも役所まで出向く必要がある。近年の家庭事情を見ると、共働きが多いことや、子どもの面倒を見てくれる祖父母とも離れて生活していることが多い。そのため、仕事や子育てで忙しく、申請のために役所に出向くことができず、また通知が郵送されてもそれに対する認識も薄く、対処を忘れてしまいがちである。

### (2) 行政機関側から見た課題

まず、申請時における処理の煩雑さが挙げられる。児童手当の申請や幼稚園・保育園などの保育施設の利用申請期間には、多くの住民から申請書類が提出される。申請受付時には、申請書だけではなく所得証明書などの添付書類の確認作業を自治体職員が行っており、事務作業の負担が非常に高くなっている。また、児童扶養手当に関しては個別の面談も必要であり、その日程や内容の調整にも時間を要している。

次に、書類の発送に要する費用や事務作業の負担が大きいことが挙げられる。多くの受給者が存

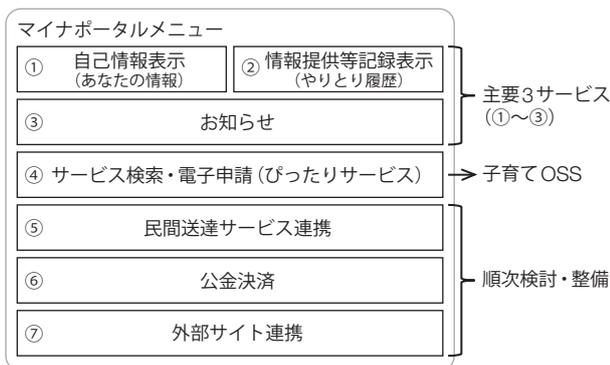


図-1 マイナポータルの各種サービス

在する児童手当の事務においては、通知に関わる同一の事務が年に複数回発生しており、印刷処理や封入・封かんといった発送に関する対応は、自治体職員の時間外労働の一因とも言われている。

### 政府の対応（子育てOSSとお知らせサービス）

前章で述べた課題を解決するために、政府は2016年8月に内閣官房IT総合戦略本部のマイナンバー等分科会に子育てワンストップ検討タスクフォースを設置した<sup>(3)</sup>。その会合で、子育てOSSの方向性が協議され、子育てOSSおよびお知らせサービスで提供する手続きも開示されている（表-1）。

子育てOSSでは、サービス検索機能によって自分に適したサービスを検索できるだけでなく、自宅でのオンライン申請もできる。オンライン申請では所得証明などの一部の添付書類の省略が可能となり、申請の簡略化や紙での運用を削減でき、行政機関における課題を改善する。またお知らせサービスを使い、住民が忘れがちな手続きをプッシュ型通知でお知らせすることで、住民の課題を改善する。

政府は、インターネットや LGWAN（Local Government Wide Area Network：総合行政ネットワーク）を介して、子育てOSSとお知らせサービスを提供することを想定している（図-2）。

これらを確実に実現するためには、インフラの整備や関連する以下のシステムとの間でデータ連

携などの対応が必要となる。

- (1) 電子申請システム
- (2) 子育て業務システム
- (3) お知らせ機能

次章以降では、子育てOSSの円滑な運用と、これらのシステムに対する富士通の取り組みを紹介する。

### 電子申請システム

子育てに関する行政サービスを受ける場合、各種業務サービスに応じた申請、あるいは各種手当に応じた請求を行う必要がある。これらの申請は、紙の申請書に内容を記入し、窓口へ提出または郵送することで一連の手続きが開始される。既にこれらの手続きを電子化し、電子申請業務としてサービスを提供している自治体は数多く存在する。

総務省が行った電子申請に関するアンケート調査結果<sup>(4)</sup>によると、電子申請に期待する効果・メリットとして、「自由な時間に手続きができる」「時間が節約できる」といった回答が自治体・住民とも1位、2位を占めている。この結果を受け、政府はマイナポータルと連携した電子申請機能を、より市民生活に密着した業務である子育て業務に適用するワンストップサービスを目指している。

富士通は、自治体向けに電子申請システムを提供しており、既存の電子申請システムを利用することで子育てOSSに貢献できる。

表-1 提供する手続き(例)

制度	オンライン申請を可能とするもの(例)	お知らせで電子化を実現するもの(例)
児童手当	児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定の請求	児童手当の現況届の提出時期の通知  継続支給の場合の認定結果の通知
	児童手当の額の改定の請求及び届出	
	氏名変更/住所変更等の届出	
	受給事由消滅の届出	
	未支払の児童手当の請求	
	児童手当に係る寄附の申出	
	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	
保育 (子ども・子育て支援)	児童手当の現況届	現況届の提出時期の通知 募集要項の公表などHPの更新の通知 アンケート機能等を活用した効率的な面談の調整
	支給認定申請書	
	保育施設等利用申込書	
ひとり親支援 (児童扶養手当)	認可保育所の現況届	現況届の提出時期の通知 アンケート機能等を活用した効率的な面談の調整
	児童扶養手当の現況届の事前送信	
	面談の予約	

出典：平成28年10月31日 平成28年10月31日付け内閣官房事務連絡「子育てワンストップサービス導入に向けた検討について」の別紙2より抜粋

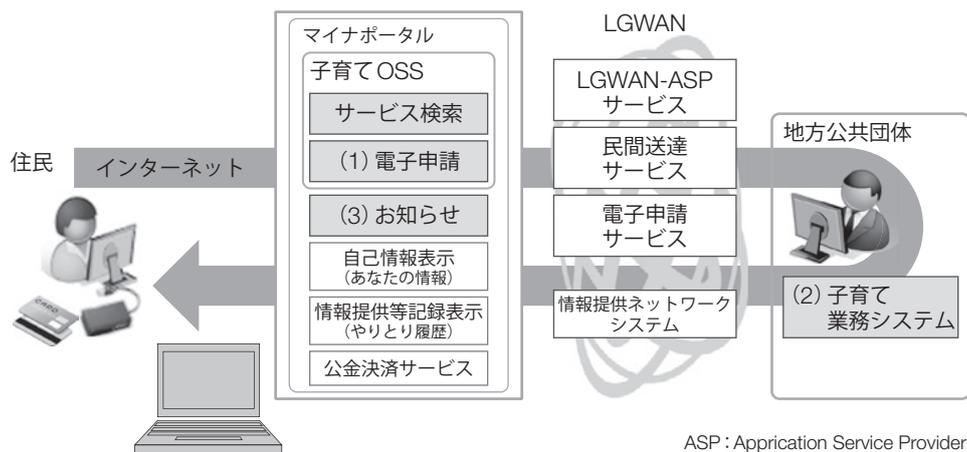
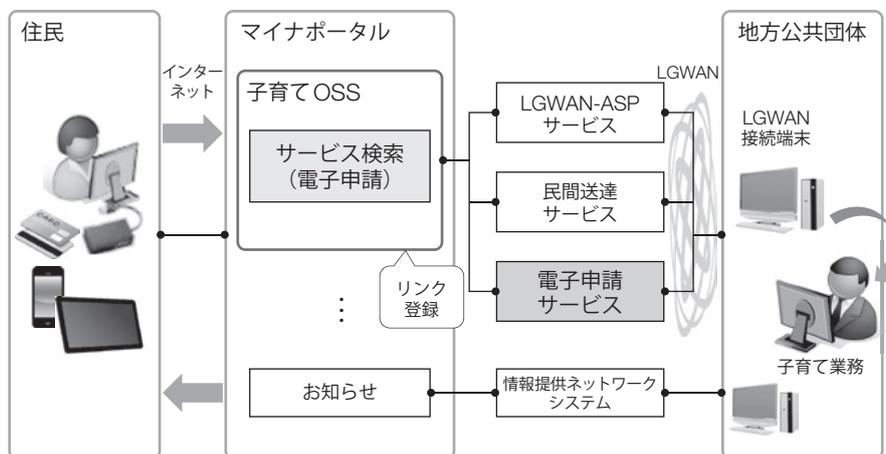


図-2 接続イメージ



出典：平成28年10月31日 平成28年10月31日付け内閣官房事務連絡「子育てワンストップサービス導入に向けた検討について」の別紙3より

図-3 電子申請と子育てOSSの連携

電子申請サービスを既に導入している自治体では、新たな情報化への投資を抑制することと、住民および自治体のワークフローに大幅な変更を発生させないことが望まれていると想定される。そのため、富士通では既存の電子申請サービスと子育てOSSの使い分けを整理しつつ、マイナポータルのサービス検索機能に電子申請サービスのリンクを登録することで、電子申請サービスと子育てOSSとの連携を実現すると同時に、既存システムを有効利用する方式を考えている(図-3)。現在、住民による電子申請の利用が浸透していないことが自治体側の課題となっているが、子育てOSSとの連携により、その利用率の向上も期待できると考えられる。

### 子育て業務システム

子育てワンストップ検討タスクフォースが立ち上がる前から、富士通は子育て業務に対するソリューションとして、以下の業務パッケージ製品を提供しており、既に数多くの自治体で運用されている。

- (1) MICJET MISALIO 児童手当
- (2) MICJET MISALIO 子ども・子育て支援
- (3) MICJET MISALIO 児童扶養手当
- (4) MICJET MISALIO 医療費助成

これらの業務のうち、現在子育てOSSの対象業務として優先的に検討されることとなっているのは、(1) 児童手当、(2) 子ども・子育て支援、(3)

児童扶養手当（ひとり親支援）の3業務である。

今後、認定請求・認定申請や各種届出といった手続きは、従来の紙による申請方法に加え、前述の電子申請システムとの間でデータ連携されることとなる。富士通の業務パッケージ製品では、オプション機能を組み込むことにより電子申請システムとのデータ連携を実現可能とする。図-4は、住民（利用者）からの電子申請を受け付けた後、子育て業務で審査を行い、お知らせ機能でその結果を通知するといった、住民を起点としたワンストップサービス全体のフローを示している。図中、「審査」として表現されている手続きは、富士通の子育て業務パッケージで既に提供されている「認定審査」「請求審査」「届出審査」の機能である。

これらの子育て業務の核となる機能はそのまま利用し、オプション機能によりデータ入力部分とデータ出力部分に以下の機能を追加し、電子申請を入り口とした子育てOSSの一連のフローを実現させた。

(1) 申請入力インターフェースの実装

- ・電子申請からのデータ入力機能
- ・データベース（台帳）のバッチ更新

(2) 通知出力機能の実装

- ・お知らせ通知データ出力機能（後述するMICJET番号連携サーバ お知らせ表示オプションを介した住民への通知を想定）

これらの機能を実装することにより、電子申請サービスと連動した子育てOSSとして、富士通の子育て業務システムが市民サービスの利便性向上

に大きく寄与できる。

お知らせ機能

お知らせ機能とは、マイナンバー制度における自治体中間サーバー（以下、中間サーバー）を利用し、行政機関のほか、民間事業者から送達サービスを利用して、住民が各種書類やアンケートを電子的に受け取るものである。

お知らせ機能で配信する内容は、各自治体で検討することとされている。子育てワンストップ検討タスクフォースでは、上述の子育てOSSにおいて住民から受領した申請に対する結果を、自治体から住民へ通知する際に、お知らせ機能を利用することが検討されている。<sup>(3)</sup>そのため、「政府の対応（子育てOSSとお知らせサービス）」の章でも述べたように、地方公共団体は子育てOSSを実現するに当たり、このお知らせ機能への対応も検討する必要がある。

● 地方公共団体のお知らせ機能への対応方法

地方公共団体が、お知らせ機能を用いて住民へお知らせ情報を配信するには、以下の方法がある。

(1) 既存の業務システムと中間サーバーを直接連携させてお知らせ情報を配信

中間サーバーが提供するお知らせサービスと各業務システムを連携するために、改修を行うことで対応する方法である。この方法では、各業務システムが保有している住民からの申請情報を基に住民への申請結果の通知文を作成できるため、自動で各住民に合ったお知らせ情報を配信できる。しかし、業務システムと中間サーバーを直接連携させるための改修が大規模になる可能性がある（図-5の①）。

(2) 中間サーバー接続端末の利用

中間サーバー接続端末を用いることで、お知らせ機能を利用できる。しかし、中間サーバー接続端末はセキュリティを考慮し、中間サーバー以外と通信できない専用の環境に設置することが地方公共団体情報システム機構から推奨されている。<sup>(5)</sup>そのため、中間サーバー接続端末を設置する際は、部署ごとに専用のネットワーク環境を構築し中間サーバー接続端末を設置する必要がある。現在、利用が検討されている業務は、主に子育てOSSに代表される社会保障関連の業務である。将来的に

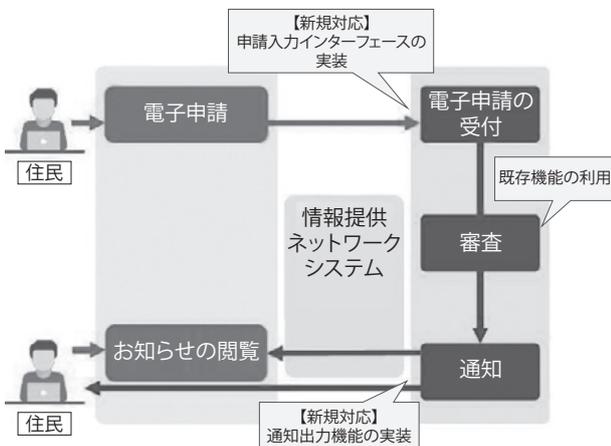


図-4 子育て業務のフロー

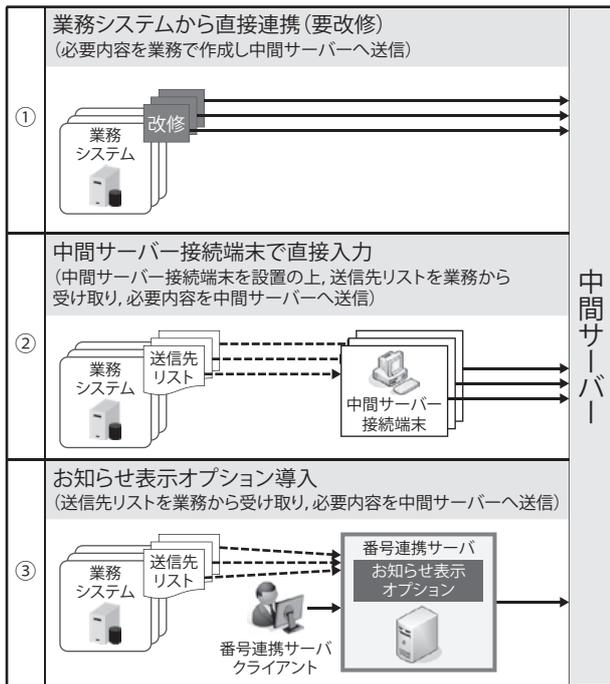


図-5 お知らせ機能の対応パターン

税務などの業務においてもお知らせ機能を利用することとなった場合、その都度専用のネットワーク環境および中間サーバー接続端末の増設が必要になる(図-5の②)。

また、中間サーバー接続端末を利用すると、定型文を再利用してお知らせ情報を作成したい場合であっても、毎回初めから手入力する必要がある。手入力のため通知文を作成する際の自由度は高いが、各個人に申請結果を通知する場合、職員の運用負荷が高くなることが想定される。

### (3) 富士通の取り組み

上述の課題を解決するために、富士通はお知らせ機能に対応した製品である「MICJET 番号連携サーバ お知らせ表示オプション(以下、お知らせ表示オプション)」を提供している。富士通は各既存業務システムへの影響を局所化し、番号制度をスムーズに導入するためにMICJET 番号連携サーバ(以下、番号連携サーバ)を提供している。<sup>6)</sup> お知らせ表示オプションは、番号連携サーバのオプション製品として提供する(図-5の③)。

お知らせ表示オプションが提供する機能は、以下のとおりである。

#### (1) お知らせ情報登録要求機能

- ・オンライン画面でのお知らせ情報を入力し、連携し

た中間サーバーへ送信する。

- ・既存業務システムから受領した通知対象者の情報をオンライン画面から入力した通知文にひも付け、連携した中間サーバーへ送信する。

#### (2) お知らせ情報状況取得機能

- ・中間サーバーから、お知らせ情報の開封・回答結果を受領する。
- ・受領した開封・回答結果を、オンライン画面からダウンロードする。

#### (3) お知らせ情報取消

- ・お知らせ情報の取消を行う。

### ● お知らせ表示オプションの導入効果

お知らせ表示オプションの導入により、以下の効果が期待できる。

#### (1) お知らせ機能との連携のための改修コスト低減

既存業務システムへの影響を極小化し、小規模な改修にとどめることで、地方公共団体におけるお知らせ機能との連携のための改修にかかるコストを低減できる。お知らせ表示オプションを導入することで、既存業務システムに必要となる改修は、お知らせ情報を通知する対象者の情報を抽出し、番号連携サーバに送信する機能のみとなる。

また、番号連携サーバのオンライン画面から、お知らせ情報を作成し送信できるため、業務システムと連携していない未電算業務の職員でも容易にお知らせ機能を利用できる。

#### (2) 新たな専用端末の設置が不要

上述のとおり、中間サーバー接続端末はセキュリティを考慮し、必ずしもお知らせ機能を利用する部署に設置されているとは限らない。

一方、番号連携サーバクライアントは当該団体内の情報の参照にとどまるため、前述の制限はなく既存の端末を利用できる。そのため、新たな専用端末の準備およびネットワーク環境の構築が不要である。

#### (3) 自治体職員の運用負荷を低減

過去に発信したお知らせ情報を利用し、新たなお知らせ情報の参照作成や宛先の追加を可能とすることで、職員の運用負荷を低減できる。

申請結果を通知する際、申請結果は住民によって異なるが、通知文の見出しや冒頭の文言などは共通の文言となる可能性が高い。そのため上記の

仕組みを組み込むことで、手入力で自由度を持たせながら職員の運用負荷の低減を実現する。

また、「お知らせ表示オプションを利用した情報提供等記録開示システム 総合運用テスト実施計画書（案）」といった、本稼働までの作業やテストに関するドキュメントも併せて提供することで、システムの提供だけでなく全国一斉稼働に向けた作業に対しても適切な支援を行っている。

上述したお知らせ機能は、子育てOSSにおいてその利用が政府より提言されている。今後、富士通は子育てOSSに向けた子育て業務パッケージ製品の改修に伴い、お知らせ表示オプションの機能拡張も検討する予定である。

## む す び

本稿では、マイナポータルを利用した子育てOSSの概要と富士通の取り組みについて述べた。マイナンバーカードは現在、住民サービスとしては主にコンビニ交付などで利用されているが、子育てOSSやお知らせサービスなどで利用されることに伴い、更なる普及が見込まれる。今後の活用方法によっては更なる住民サービスの向上や自治体事務作業の効率化、コスト削減が期待できる。富士通は、今後もその支援を継続していく所存である。

## 参考文献

- (1) 内閣官房・内閣府ほか：マイナンバー社会保障・税番号制度 民間事業者の対応（平成27年2月版）. p.1.
- (2) 内閣官房HP：マイナポータルとは。  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/myna-portal.html>
- (3) 内閣官房IT総合戦略室ほか：子育てワンストップ検討タスクフォース 取りまとめ. p.2（H28/9/7）.
- (4) 総務省：平成25年度版 情報通信白書.
- (5) 地方公共団体情報システム機構：システム方式設計書.
- (6) 橋本暁輝ほか：自治体基幹システムにおけるマイナンバー（個人番号）制度対応への取組み. FUJITSU, Vol.65, No.6, p.9-15（2014）.  
<http://img.jp.fujitsu.com/downloads/jp/jmag/vol65-6/paper02.pdf>

## 著者紹介



**中村信介**（なかむら しんすけ）

行政システム事業本部  
第一ソリューション事業部  
自治体における住民情報システムの開発に従事。



**太田勝久**（おおた かつひさ）

行政システム事業本部  
第一ソリューション事業部  
自治体における福祉情報システムの開発に従事。



**杉江嘉昭**（すぎえ よしあき）

行政システム事業本部  
第一ソリューション事業部  
MICJET 番号連携サーバの開発に従事。



**鈴木健介**（すずき けんすけ）

行政システム事業本部  
第一ソリューション事業部  
MICJET MISALIO 子育てシステムの開発に従事。



**加治直人**（かじ まさと）

行政システム事業本部  
第一ソリューション事業部  
MICJET MISALIO 子育てシステムの開発に従事。



**宮本真生**（みやもと まさお）

行政システム事業本部  
第一ソリューション事業部  
MICJET 番号連携サーバの開発に従事。